

02 職員給与の概要

① 総括

■人件費の状況（平成30年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (31.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件比率 (B / A)
13,675 人	89 億 7,536 万円	6 億 9,889 万円	10 億 5,256 万円	11.7%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

■職員給与費の状況（平成30年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人当り給与費 (B / A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
114 人	4 億 2,346 万円	6,021 万円	1 億 7,077 万円	6 億 5,444 万円	574 万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

■ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年度	白鷹町	県内町村平均	全国町村平均	山形県
平成29年度	98.0	98.4	96.4	101.0
平成30年度	97.1	98.1	96.4	100.4

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

② 職員の平均給与月額、初任給等の状況

■職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成31年4月1日現在）

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
白鷹町	41.3 歳	314,900 円	431,400 円	336,800 円
山形県	44.0 歳	339,200 円	420,300 円	367,200 円
国	43.4 歳	329,433 円		411,123 円

【技能労務職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
白鷹町	49.5 歳	343,200 円	415,500 円	358,900 円
山形県	50.7 歳	337,600 円	379,900 円	356,400 円
国	50.9 歳	287,312 円		329,380 円

(注)

- ・「平均給料月額」は、職員の基本給の平均です。
- ・「平均給与月額」は、基本給と毎月支払われる諸手当を合計した給与の平均です。
- ・「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額の算定方法により再計算した給与の平均です。

※平成31年4月の統一地方選挙の対応により平均給与月額と平均給料月額の違いが大きくなっています。

■職員の初任給の状況（平成31年4月1日現在）

区分		白鷹町	山形県	国
一般行政職	大学卒	180,700 円	183,600 円	(総合職) 185,200 円 (一般職) 180,700 円
	高校卒	148,600 円	150,800 円	148,600 円
技能労務職	高校卒	147,200 円	146,200 円	—

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況（平成31年4月1日現在）

区分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	278,400 円	323,900 円	365,700 円
	高校卒			331,600 円
技能労務職	高校卒			—

(注) ・経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
・斜線部分には、該当者がいません。

③ 一般職の職員の級別職員数等の状況

■一般行政職の級別職員数の状況（平成31年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	課長補佐	課長	
職員数	18 人	15 人	26 人	26 人	10 人	11 人	106 人
構成比	17.0%	14.2%	24.5%	24.5%	9.4%	10.4%	100.0%

(注) ・級区分は、町の給与条例によるものです。

・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

人事行政の運営等の状況を公表します

【問い合わせ】総務課総務係 ☎85-6120

町政に対してより一層のご理解をいただくために、平成17年12月に制定された「白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

I 各任命権者からの報告の概要

01 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用の状況

平成30年度の職員採用は、一般行政職4人、保健師1人、指導主事1人、医療職5人（看護師3人、臨床検査技師1人、診療放射線技師1人）の合計11人です。

② 再任用の状況

再任用職員は、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、改めて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。平成30年度においては、短時間勤務での採用が2人です。

③ 職員の退職の状況

■平成30年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

	行政職	保育士	技能労務職	医療職	計
定年退職	1人	1人			2人
早期退職					
自己都合	2人				2人
その他	2人				2人
合計	5人	1人			6人

退職者のうち3人が、平成31年度当初時点で再就職しています。

④ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		増減数	主な増減理由	
	30年度	31年度			
一般行政	議会	2人	2人	0人	
	総務	33人	31人	▲2人	企画部門職員の減
	税務	11人	11人	0人	
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	15人	15人	0人	
	商工	7人	7人	0人	
	土木	9人	10人	1人	土木管理部門職員の増
	民生	12人	13人	1人	福祉部門職員の増
	衛生	9人	9人	0人	
小計	99人	99人	0人		
特別行政	教育	15人	14人	▲1人	学校業務部門職員の減
公営企業等	病院	49人	49人	0人	
	水道	3人	3人	0人	
	下水道	4人	3人	▲1人	工務部門職員の減
	その他	15人	15人	0人	
	小計	71人	70人	▲1人	
合計	185人	183人	▲2人		